

令和6年度三重県災害廃棄物処理に関する実地訓練等に係る業務委託仕様書

1 目的

近年多発する気象災害（台風、大雨等）や地震等の大規模災害において発生する災害廃棄物の処理について、県及び市町等職員の知識・スキルの向上、関係機関との連携強化や各市町の災害廃棄物処理計画の見直しにつなげていくことを目的として、初動対応及び仮置場の設置・運営に係る訓練及び図上演習を実施する。

2 業務内容

(1) 図上演習

ア 対象者

県、市町、一部事務組合、広域連合の職員及び協定締結団体 50 名程度

イ 開催数

年 1 回

ウ 開催場所

三重県庁周辺会議室

エ 内容

- ① 発災後数日及び数週間程度を経過したと想定した災害廃棄物処理に係る演習を実施することとし、図上演習の構成及び手法等を設計・企画・運営すること。
- ② 図上演習は、現場（発生場所、処理施設、仮置場等）での行動に係る演習ではなく、被災自治体の執務室内における行動を想定した演習とし、関係機関との情報収集及び連絡調整、仮置場の設置、広報及び運営、受援対応、災害廃棄物処理に係る応援協定による協力支援等の運用に係る演習とすること。
- ③ 図上演習には次の内容を含むこととし、必要に応じて追加の内容を提案すること。
 - ・ 災害発生時の組織体制の整備、連絡手段の確認
 - ・ 被害状況の把握、関係機関との情報共有
 - ・ 生活ごみ処理体制の確認・確保
 - ・ 関係機関への協力・支援要請
 - ・ その他必要事項
- ④ 図上演習の内容は、「災害時の一般廃棄物処理に関する初動対応の手引き」（環境省環境再生・資源循環局災害廃棄物対策室）及び「三重県災害廃棄物処理計画」に沿ったものにする。
- ⑤ 想定する災害としては過去最大クラスの南海トラフ地震とする。
- ⑥ 図上演習の実施に必要な訓練シナリオ及び訓練付与情報等の資料を参加者数に応じ作成すること。なお、災害想定規模は県内での広域処理で対応できる規模のシナリオとすること。また、シナリオ及び資料の内容、班・グループ分けは発注者と事前に協議すること。
- ⑦ 図上演習に必要な帳票類については、大規模災害時廃棄物対策中部ブロック協議会で使用する様式を用いることとし、必要な記載例を示す等により効果的な訓練を実施すること。
- ⑧ 図上演習に係る司会進行、ガイダンス、コントローラー等、開催に係る一切の業

務を行うこと。

- ⑨ 図上演習後に振り返り時間を設け、参加者が自分の判断を省みることができる内容（全体講評のみならず、班・グループ別の振り返り、専門家等による講評時間を設けること）を盛り込むこと。また、参加者に対して、課題や疑義、今後の図上演習に関するアンケートを実施し、集計結果を取りまとめ、改善点を検討すること。

オ 留意事項

- ① 会場の手配や日程調整、必要な資料・資材等の準備、講師に係る費用（依頼する場合）など、図上演習に係る一切の費用は受注者が負担すること。
- ② 開催型式は参集形式を基本とするが、新型コロナウイルス感染症等の感染拡大状況等に応じてオンライン形式での開催も検討し、発注者と協議する。

(2) 災害廃棄物の仮置場の設置・運営に係る訓練

ア 対象者

県、市町、一部事務組合、広域連合の職員及び協定締結団体 50 名程度

イ 開催数

年 1 回

ウ 開催場所

① 実地訓練

四日市市南部埋立処分場（四日市市小山町 2855）

② グループワーク

開催場所の確保は発注者が行う。

エ 内容

- ① 三重県災害廃棄物処理計画、四日市市災害廃棄物処理計画及びその他資料に沿って、災害廃棄物の仮置場の設置・運営に係る訓練（以下「実地訓練」という。）を実施するとともに、各市町の災害廃棄物処理計画における課題を抽出したうえで、訓練の構成及び手法等を設計・企画・運営すること。
- ② 想定する災害としては気象災害（台風、大雨等）とする。開催場所の四日市市の洪水浸水想定区域図（想定最大規模）を基に災害廃棄物量を算出すること。
- ③ 実地訓練に先立ち、実地訓練の内容説明、専門家や受注者による講義、国や地方自治体の取組み・事例紹介、災害廃棄物（片付けごみや解体ごみ）の発生から処理の流れなど、事前研修（オンライン形式でも）の時間を設けること
- ④ 本県では、気象災害（台風、大雨等）や地震等による被災経験が少なく、仮置場の設置・運営等を含めた災害廃棄物処理に係る知見、ノウハウを有する自治体等が少ないことを踏まえ、参加する職員等が理解し、発災時に具体的に行動できるようにするとともに、他の職員等への経験共有が円滑にできるよう工夫した内容とすること。

また、実地訓練の実施に当たっては、災害の種別や規模を想定し、今後、市町等が実動にあたり、仮置場設置及び運営（仮置場での受付、搬入（仮置場周辺道路の渋滞対策も含む）、搬出）について一連の流れを確認できるとともに、課題や問題点を抽出できる内容とする。

- ⑤ 実地訓練は、本県四日市市において、同市が選定している仮置場候補地のうちの四日市市南部埋立処分場（1,000m²程度を想定）を対象に、仮置場の設置や災害廃棄

物の受入れ・分別・搬出作業等を実施することにより、仮置場で必要となる一連の業務を体験し、実務上の課題や改善策を考えることができる内容とすること。

- ⑥ 実地訓練での仮置場は、一次仮置場として設定し、レイアウトは、四日市市が設定しているものを使用すること。
 - ⑦ 実地訓練は、1日を予定し、『仮置場の設置』と『仮置場の管理運営』の2部構成とする。
 - ⑧ 実地訓練では、次のものを使用することとし、実際の仮置場の設置運営等に関してイメージできるものとする。
 - ・ 災害廃棄物類似廃棄物（四日市市から提供された粗大ごみ等を活用し、一時利用することにより、片付けごみや解体ごみとみなすことを想定）
 - ・ 仮置場の管理運営に必要な重機（軽トラック、バックホウ、ホイールローダー、散水車等）
 - ・ 資機材（テント、敷鉄板^{※1}、ブルーシート、分別用看板、マイク^{※2}、モニター（50インチ程度）^{※3}等）
- ※1 敷鉄板は、敷く様子のデモンストレーションのために使用すること。
- ※2 マイクは、訓練傍聴者に訓練参加者の仮置場の運営（受付等）の様子が分かるよう使用すること。
- ※3 モニターは、受注者が準備した住民が現場で災害廃棄物を運搬車両に乗せる様子等がわかる動画を流すために使用すること。
- ⑨ 実地訓練の内容として、参加者に次の作業を実施させることとし、必要に応じて追加の実施項目を提案すること。
 - ・ 必要な資機材等の配置・設営（看板、ライン引き、ロープ、住民向けちらし等必要と考えられるものを幅広く準備すること。）
 - ・ 仮置場の設置（区画分け、看板の設置、車両動線の確保等）
 - ・ 仮置場の運営（次の2つのケースを想定して訓練を実施）
 - 廃棄物が分別されて搬入された場合
 - 廃棄物が混合状態で搬入された場合
 - ・ 仮置場の写真撮影（補助金申請を想定したもの）
 - ⑩ 実地訓練後には振り返り時間を設け、参加者が自分の判断を省みることができる内容を盛り込むとともに、参加者が自分の市町の災害廃棄物処理計画の見直しを検討できる内容を盛り込むこと。その後、振り返りについて専門家等による講評の時間を設ける。また、参加者に対して、課題や疑義、今後の実地訓練に関するアンケートを実施し、集計結果を取りまとめること。
 - ⑪ 実地訓練を実施した後、実地訓練で出た課題（廃棄物の分別、住民周知方法、対応人員及び各市町災害廃棄物処理計画の実効性の検討等）について、グループワークを行う時間（半日程度）を設けること。
 - ⑫ グループワークを実施した後、県内市町において、災害廃棄物仮置場の設置や管理運営等の参考となるよう、本事業で得られた成果や課題を中心に、参考となる事項等の提案を盛り込んだ事例集を取りまとめること。

オ 留意事項

- ① 会場の手配や日程調整、必要な資料・備品・資材等の準備、講師に係る費用（依頼する場合）など、実地訓練に係る一切の費用は受注者が負担すること。

- ② 実地訓練で使用する災害廃棄物類似廃棄物（原則、現物を使用すること）については、四日市市と調整し、受注者が準備すること。

3 履行期限

契約締結日から令和7年3月14日（金）まで

（ただし、図上演習は令和6年8月までに、実地訓練は令和6年11月までに実施すること）

4 成果物の提出

(1) 成果物

- ・ 図上訓練の実施結果、アンケート結果等を取りまとめた概要（A4で1～2枚程度、カラー） 2部
- ・ 実地訓練の実施結果、アンケート結果等を取りまとめた概要（A4で1～2枚程度、カラー） 2部
- ・ 訓練の実施結果、アンケート結果、仮置場設置訓練事例集等を取りまとめた報告書（A4、カラー） 2部
- ・ 概要及び報告書の電子データ^{※3}（Word形式）（報告書中の図表等の個別の電子データ（電子ファイル）がある場合はその電子データを含む。）を収納した電子媒体（DVD-R）1式

※3 報告書及びその電子データの仕様及び記載事項は、発注者と別途協議し、その指示に従うものとする。

(2) 提出場所

三重県環境生活部環境共生局資源循環推進課

5 その他特記事項

- (1) 本業務を実施に必要な資機材や人員については、本業務に含む。
- (2) この仕様に定めのない事項及び疑義の生じた事項については、委託者と協議の上決定するものとする。
- (3) 受託者は貸与物品及び本業務における成果物については、当該業務においてのみ使用することとし、これらを蓄積したり、他の目的に使用したりしてはならない。
- (4) 貸与する各種資料及び物品の取扱については、紛失及び破損のないよう万全を期すこと。
- (5) 業務終了後、受託者は貸与する各種資料及び物品のうち、紙媒体のものについては速やかに返納し、電子媒体のものについては速やかに消去すること。
- (6) 受託者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに委託者に報告し、委託者の指示に従うこと。
- (7) 本契約により発生した著作物の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利で、第27条及び第28条に定める権利を含む。）及び著作物の翻案等により発生した二次的著作権は、委託料の支払いが完了したときをもって三重県に譲渡されるものとする。また、乙は著作権を譲渡した著作物に関して、著作者人格権を行使しないものとする。
- (8) 受託者は業務の履行にあたって「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第2条に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下「暴力団等」という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。

- ア 断固として不当介入を拒否すること。
 - イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
 - ウ 委託者に報告すること。
 - エ 業務の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、委託者と協議を行うこと。
- (9) 受託者が(8)のイまたはウの義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除要綱」第7条の規定により、三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止等の措置を講じる。
- (10) 県から調査内容に係る指示があった場合は、指定する期日までに対応し、報告すること(必要に応じて来庁すること)。
- (11) 委託期間が終了した後においても、県が本仕様書に係る成果品や調査内容について疑義照会等、必要な対応を要求した場合は責任を持って対応すること。